

# 規格を具備しないパイプサポートに注意！

**規格を具備しないパイプサポートを型わく支保工用に譲渡・貸与・設置することは、労働安全衛生法第42条に違反します。**

この度、労働安全衛生法第42条に基づき厚生労働大臣が定める型わく支保工用のパイプサポート等の規格を具備していない型わく支保工用のパイプサポートが流通されている旨の情報提供がありました。

また、その一部については、規格第4条第1項で規定されている強度試験等の結果、規格第2条第4号及び第5号で規定されている腰管及び差込み管の肉厚の値を満たさないものや、規格で規定されている強度を満たさないものが確認されました。規格を具備しないパイプサポートを型わく支保工用に譲渡・貸与・設置(以下「設置等」という。)することは、労働安全衛生法第42条違反となります。

つきましては、下記にご留意の上、規格を具備しないパイプサポートを設置等しないよう、適切な管理をお願いします。

## ○強度試験結果

試験実施：一般社団法人仮設工業会

### 1 パイプサポートの腰管、差込み管の肉厚の一例(最大使用長309cm)

供試体NO.	1	2	3	4	5
腰管の肉厚 [mm]	1.92	1.92	1.88	1.88	1.90
規格で定められている基準	2.0mm 以上				
差込み管の肉厚 [mm]	2.191	2.170	2.176	2.194	2.198
規格で定められている基準	2.2 mm以上				

### 2 強度試験結果(ナイフエッジによる圧縮試験)の

一例(最大使用長255cm)

供試体NO.	1	2	3	4	5
強度[kN]	22.55	24.20	24.75	23.65	24.35
規格で定められている基準	26.0kN以上				

## ○規格を具備しないパイプサポートの特徴

- ・規格で義務付けられている製造者名、製造年等の表示がない。
- ・受け板及び台板に切り欠きがあるタイプ。

### 台板に刻印等の表示が無いパイプサポートの例



\*型わく支保工用のパイプサポート等の規格\*

第5条(表示)

パイプサポートは、見やすい箇所に次の事項が表示されているものでなければならない。

- 1 製造者名
- 2 製造年及び上期及び下期の別
- 3 型わく支保工用のものである旨

表示(刻印等)の例  
15上(製造者名)型  
略称・商標可

## ○お願い

- 1 規格を具備しないパイプサポートを設置等しないよう、型わく支保工部材の管理を徹底すること。
- 2 仮に現に設置している当該パイプサポートがあれば、以下の措置等を講じること。
  - ①立入禁止区域を設ける。
  - ②必要に応じて支保工の補強を講じる  
(補強のための作業の安全が確保されない場合を除く)。
- 3 規格を具備しないパイプサポートについて、製品や入手経路等の情報があれば、王子労働基準監督署第二方面まで連絡をください。